

今回の 話題

教職員のための著作権ガイド —「授業目的公衆送信」と教育現場のルール



今回は、県議会（令和8年第2回）でも話題になりました「著作権」についてです。

ICTを活用した新しい学びが広がる中、教育現場での著作物の利用機会が増加しています。学校の授業では著作権の例外規定が認められていますが、決して「何でも自由に使える」というわけではありません。児童生徒のお手本となる適切な情報モラルを示すためにも、本資料で著作物の正しい利用ルールと具体的な判断基準を確認しましょう。

1 教育現場で著作物を使うための「7つの条件」



主体と環境

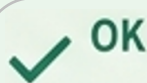
① 営利目的でない教育機関

学校などの授業であること。

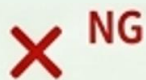
② 担任(担当)教員または児童生徒

授業に関わる本人が複製すること。

③ 自身の「授業」での使用



通常授業、特別活動
部活動、遠隔合同授業



職員会議、
PTA行事、学校説明会

※ 教員間での使用や資料をコピーして保護者に配付する場合は、著作権者へ了解（許諾）を得る必要があります。



範囲と方法

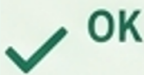
④ 必要な限度内である

授業の進行に必要不可欠な部分・部数にとどめる。

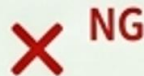


「必要な限度内」

⇒使用の目的・内容・量・方法など総合的に考えて判断されます。



授業参観に参加する保護者へ児童生徒と同じ資料を配付する。



授業を受ける児童生徒数を明らかに超える部数をコピーする。

⑤ 出所の明示

作品名や著作権者を明記する。

⑥ 公表済みの著作物

すでに世に出ている作品である。



絶対のルール

⑦ 著作権者の利益を不当に害さない

市販品の売れ行きを低下させたり、将来の販路を阻害する使い方は、①～⑥を満たしていても「著作権侵害」となります。

2 その利用、OK?NG?現場の具体例と落とし穴



自由に使える例 [無許諾・無償でOK]

対面授業

新聞記事などの資料を必要部数コピーして配布

同時中継

遠隔合同授業や学校行事のライブ配信



要補償金 [SARTRAS※]

限定共有

クラスの児童生徒のみがアクセスできるクラウドに、学習用の資料や授業動画のアップロードする。

オンデマンド

休校中や予習復習のために、作成した授業映像等を児童生徒に限定して送信する。



NG例 [著作権侵害]

購入の代替

問題集などを買わず、教員が丸ごとコピー・スキャンし配付・送信する。



公開送信

学校ホームページ等に教科書が映り込んだ授業映像をアップロード（一般公開）する。

思わぬ落とし穴

⚠「フリー素材」は完全無料ではない!

学校ホームページや学級通信で使われるフリー素材や無料画像は、授業目的に該当しません。

「無料＝自由に使える」ではなく、「利用規約で教育利用が認められているか」を確認することが最も重要です。

過去には、本県でも学校便りにインターネットで取得したイラストを無断掲載し、著作権を侵害したとして作者へ損害賠償金を支払った事例もありました。



授業目的公衆送信補償制度【SARTRAS（サートラス）】

「クラウドへのデータ保存」や「メール等での教材配信」が、学校設置者※による一括補償金の支払いにより、個別の許諾なしで利用可能な制度です（ただし、「著作権者の利益を害さない」が大前提です）。

※ 補償金の支払いは各自治体で行われています（県立学校→鹿児島県 市町村立学校→各自治体）。

3 著作権に関する資料・教材などは“かごポー”にも掲載しています!



今回紹介した資料をはじめ、先生方の日常におけるICT活用の基本操作を中心に、授業や校務で知りたい情報へ直感的にアクセスできるように構成しています。
この機会に、ぜひチェックされてください!!



※ PDFでご覧の場合は、QRコードをクリック!!